



UC ETCカード特約 (個人主債務決済コーポレート会員用)

よくお読みのうえ、大切に保管ください。

第1条(本特約の主旨)

本特約は、法人会員及びコーポレート会員(以下「法人会員」と総称します。)、または法人会員に代わってETCカードを使用する方(以下「カード使用者」と称します。))がETCシステムを利用することにより発生する通行料金等をクレジットカード利用代金と合わせて決済するための特約を定めたものであり、法人会員及びカード使用者は本特約を承認し、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程を合わせて遵守してETCシステムを利用するものとし

第2条(用語の定義)

本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

1. 「ETCシステム」とは、ETC利用者が、ETCカード及び車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。
2. 「ETCカード」とは、車載器を起動させ、道路事業者が運営するETCシステムの利用者を識別するための媒体をいいます。
3. 「車載器」とは、法人会員がETCシステムを利用するために車輻に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための機器をいいます。
4. 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器と無線により通行記録の作成等に必要な情報を授受する装置をいいます。
5. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は都道府県もしくは市町村である道路管理者のうち、ユーシーカード株式会社が、ETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結したものをいいます。
6. 「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行または利用について徴収する料金をいいます。
7. 「通行記録」とは、ETCカード利用時にETCシステムに登録される利用履歴及び当該有料道路の通行に係わる料金の額、その他通行に関する記録をいいます。
8. 「ETC-ID番号」とは、ETCカード表面にエンボスされた「80」から始まる19桁の数字をいいます。

第3条(ETCカードの発行と管理)

1. 法人会員及びカード使用者がETCカード追加対象として指定したクレジットカード(以下「指定カード」と称します。))の会員規約・カード使用者規約(以下「会員規約」と称します。))に定めるクレジットカード会社(以下「当社」と称します。))は、当社が発行するクレジットカードの法人会員及びカード使用者が、会員規約及び本特約を承認のうえ、所定の方法でETCカードの利用を申し込み、当社がETCカードの利用を承諾した場合、指定カードに追加してETCカードを発行し、会員規約のクレジットカード発行に関する定めに従い貸与いたします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとし
2. ETCカードは、当社が所有権を有し、カード使用者には善良なる管理者の注意をもって使用し、保管するものとします。
3. 法人会員及びカード使用者は、ETCカードを他人に貸与、預託、譲渡もしくは担保に提供するなど、ETCカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
4. 第2項または第3項に違反して、ETCカードが第三者に利用された場合、ETCカードの利用により発生する通行料金その他の損害は当該ETCカード使用者が負担します。
5. ETCカードの有効期限は、当社が指定する日までとし、ETCカードの表面に印字します。
6. ETCカードの有効期限が到来する場合、当社は引き続きカード使用者として適当と認められた方に、新しいETCカードとETCカード特約を送付します。なお、有効期限内のETCカードの利用により発生した通行料金等の支払いについては、有効期限経過後といえども特約の効力が維持されるものとし

第4条(ETCカードの利用方法)

1. カード使用者は、道路事業者の定める料金所において、ETCカードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受することで、通行料金の支払いができます。
2. カード使用者は、道路事業者の定める料金所においてETCカードを提示することで通行料金の支払いができます。

第5条(ETCカードの利用により発生した通行料金等の支払い及び利用可能枠)

1. 当社は、カード使用者がETCカードを利用することにより発生した通行料金等をユーシーカード株式会社が道路事業者と締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、指定カードのご利用代金と合算して請求し、当該カード使用者がこれを支払うものとします。
2. 前項に基づくETCカードの利用により発生した通行料金等の支払に際して請求された内容に疑義がある場合は、当該ETCカード使用者と道路事業者との間で解決するものとし、当社への支払義務を免れないものとします。
3. カード使用者は、指定カードの利用可能枠の範囲内でETCカードを利用することができます。指定カードの利用可能枠を超えて法人会員及びカード使用者がETCカードを利用した場合、カード使用者は当然にその支払いの責を負うものとします。

第6条(ETCカードの解約及び利用停止と返却)

1. 法人会員またはカード使用者は、会員規約の定めるところにより当社あて所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合、カード使用者は、当社に対して解約日までに発生したETCシステム利用による通行料金等の全額を支払うものとします。
2. 法人会員及びカード使用者が指定カードを退会またはその地位を喪失した場合、同時に本特約に基づく会員資格も喪失するものとします。
3. 法人会員もしくはカード使用者が本特約または指定カードの会員規約に違反した場合、ETCカードもしくは指定カードの使用状況が不適切な場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ETCカードもしくは指定カード等の使用を停止すること、または会員資格を喪失させることができ、これらの措置とともに道路事業者に当該ETCカードの無効を通知することがあります。
4. 事務手続きの都合その他の事由により、ETCカードを解約または資格喪失した以降に、ETCカード利用による通行料金等の売上が計上された場合、カード使用者は、当該売上を本特約に基づき当社に支払うものとします。

第7条(ETCカードの紛失・盗難・毀損・変形の場合の届出義務及び再発行)

1. 法人会員またはカード使用者が、ETCカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、またはETCカードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届けるものとします。なお、届け出を行う際、ETC-ID番号の通知を要することとします。
2. 当社は、当社が適当と認めた場合にETCカードを再発行します。その場合、法人会員又はカード使用者は、当社所定の手数料を支払うものとします。
3. ETCカードの紛失・盗難の場合の法人会員及びカード使用者の責任は、指定カードの会員規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。
4. 法人会員またはカード使用者がETCカードを車内に放置していたことにより紛失または盗難にあった場合、紛失・盗難について法人会員またはカード使用者に重大な過失があったものとみなします。

第8条(ETCカードの年会費)

1. 法人会員またはカード使用者は、当社に対し指定カード所定の年会費とは別にETCカード所定の年会費を支払うものとします。なお、ETCカードの年会費の支払方法はETCカード利用代金と同様とし、支払日は当社所定の時期によるものとします。
2. 既にお支払済みのETCカードの年会費は、理由の如何を問わず返却できません。

第9条(免責事項)

当社は、第5条に基づくETCカードの利用により発生した通行料金等の決済に関する事項を除き、ETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第10条(個人情報の取り扱い)

1. 法人会員及びカード使用者は、ETCカード発行の申し込み時に登録した個人情報、およびETCシステム及びETC前払割引の利用に基づき道路事業者が作成しユーシーカード株式会社に送付する通行記録等及

び請求データを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。

2. 当社は、前項の情報を目的外利用及び第三者への開示または漏洩しないよう、当社の責任において適切に管理します。

第11条(会員規約の適用)

本特約に特に定めない事項については、会員規約を適用するものとします。

第12条(本特約の変更等)

会員規約第22条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約第22条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

2024年06月現在



UC ETCカード特約

(法人カード・会社主債務決済コーポレート会員用)

よくお読みのうえ、大切に保管ください。

第1条(本特約の主旨)

本特約は、法人会員及びコーポレート会員(以下「法人会員」と総称します。)、または法人会員に代わってETCカードを使用する方(以下「カード使用者」と称します。))がETCシステムを利用することにより発生する通行料金等をクレジットカード利用代金と合わせて決済するための特約を定めたものであり、法人会員及びカード使用者は本特約を承認し、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程を合わせて遵守してETCシステムを利用するものとします。

第2条(用語の定義)

本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

1. 「ETCシステム」とは、ETC利用者が、ETCカード及び車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。
2. 「ETCカード」とは、車載器を起動させ、道路事業者が運営するETCシステムの利用者を識別するための媒体をいいます。
3. 「車載器」とは、法人会員がETCシステムを利用するために車輛に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための機器をいいます。
4. 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器と無線により通行記録の作成等に必要な情報を授受する装置をいいます。
5. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者のうち、ユーシーカード株式会社が、ETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結したものをいいます。
6. 「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいいます。
7. 「通行記録」とは、ETCカード利用時にETCシステムに登録される利用履歴及び当該有料道路の通行に係わる料金の額、その他通行に関する記録をいいます。
8. 「ETC-ID番号」とは、ETCカード表面にエンボスされた「80」から始まる19桁の数字をいいます。

第3条(ETCカードの発行と管理)

1. 法人会員およびカード使用者がETCカード追加対象として指定したクレジットカード(以下「指定カード」と称します。)の会員規約・カード使用者規約(以下「会員規約」と称します。)に定めるクレジットカード会社(以下「当社」と称します。)は、当社が発行するクレジットカードの法人会員が、会員規約及び本特約を承認のうえ、所定の方法でETCカードの利用を申し込み、当社がETCカードの利用を承諾した場合、指定カードに追加してETCカードを発行し、会員規約のクレジットカード発行に関する定めに従い貸与いたします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。
2. ETCカードは、当社が所有権を有し、法人会員及びカード使用者には善良なる管理者の注意をもって使用し保管するものとします。
3. 法人会員及びカード使用者は、ETCカードを他人に貸与、預託、譲渡もしくは担保に提供するなど、ETCカードの占有を第三者に移転することは

一切できません。

4. 前項にかかわらず、法人会員から事前の申込があり、当社が適当と認めた場合は、法人会員の役職員に対してETCカードを貸与することができるものとし、ETCシステムの利用により発生する通行料金等の支払いは法人会員の責任とします。
5. 本条第2項、第3項に違反して、ETCカードが第三者に利用された場合、ETCシステムの利用により発生する通行料金等の支払は法人会員及び当該ETCカード使用者の責任とします。
6. ETCカードの有効期限は、当社が指定する日までとし、ETCカードの表面に印字します。
7. ETCカードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員ならびにカード使用者として適当と認めた方に、新しいETCカードとETCカード特約を送付します。なお、有効期限内のETCカードの利用により発生した通行料金等の支払いについては、有効期限経過後といえども本特約の効力が維持されるものとし、

第4条(ETCカードの利用方法)

1. カード使用者は、道路事業者の定める料金所において、ETCカードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受することで、通行料金の支払いができます。
2. カード使用者は、道路事業者の定める料金所においてETCカードを提示することで通行料金の支払いができます。

第5条(ETCカードの利用により発生した通行料金等の支払い及び利用可能枠)

1. 当社は、カード使用者がETCカードを利用することにより発生した通行料金等を、ユーシーカード株式会社が道路事業者と締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、指定カードのご利用代金と合算して請求し、会員規約の定めるところにより支払義務のある者(以下「支払義務者」と称します。)がこれを支払うものとし、
2. 前項に基づくETCカードの利用により発生した通行料金等の支払に際して請求された内容に疑義がある場合は、支払義務者と道路事業者との間で解決するものとし、当社への支払義務を免れないものとし、
3. カード使用者は、指定カードの利用可能枠の範囲内でETCカードを利用することができます。指定カードの利用可能枠を超えて法人会員がETCカードを利用した場合、支払義務者は当然にその支払いの責を負うものとし、

第6条(ETCカードの解約及び利用停止と返却)

1. 法人会員またはカード使用者は、会員規約の定めるところにより当社あて所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合、支払義務者は、当社に対して解約日までに発生したETCカード利用による通行料金等の全額を支払うものとし、
2. 法人会員及びカード使用者が指定カードを退会またはその地位を喪失した場合、同時に本特約に基づく会員資格も喪失するものとし、
3. 法人会員もしくはカード使用者が本特約または指定カードの会員規約に違反した場合、ETCカードもしくは指定カードの使用状況が不適切な場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ETCカードもしくは指定カードの使用を停止すること、または会員資格を喪失させることができ、これらの措置とともに道路事業者に当該ETCカードの無効を通知することがあります。
4. 事務手続きの都合その他の事由により、ETCカードを解約または資格喪失した以降に、ETCカード利用による通行料金等の売上が計上された場合、支払義務者は、当該売上が本特約に基づき当社に支払うものとし、

第7条(ETCカードの紛失・盗難・毀損・変形の場合の届出義務及び再発行)

1. 法人会員またはカード使用者が、ETCカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、またはETCカードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとし、なお、届け出を行う際、ETC-ID番号の通知を要することとします。
2. 当社は、当社が適当と認めた場合にETCカードを再発行します。その場合、法人会員は、当社所定の手数料を支払うものとし、
3. ETCカードの紛失・盗難の場合の法人会員の責任は、指定カードの会員規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。
4. 法人会員またはカード使用者がETCカードを車内に放置していたことにより紛失または盗難にあった場合、紛失・盗難について法人会員またはカード使用者に重大な過失があったものとみなします。

第8条(ETCカードの年会費)

1. 法人会員またはカード使用者は、当社に対し指定カード所定の年会費とは別にETCカード所定の年会費を支払うものとします。なお、ETCカードの年会費の支払方法はETCカード利用代金と同様とし、支払日は当社所定の時期によるものとします。
2. 既にお支払済みのETCカードの年会費は、理由の如何を問わず返却できません。

第9条(免責事項)

当社は、第5条に基づくETCカードの利用により発生した通行料金等の決済に関する事項を除き、ETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第10条(個人情報の取り扱い)

1. 法人会員及びカード使用者は、ETCカード発行の申し込み時に登録した個人情報、およびETCシステム及びETC前払割引の利用に基づき道路事業者が作成しユーシーカード株式会社に送付する通行記録等及び請求データを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。
2. 当社は、前項の情報を目的外利用及び第三者への開示または漏洩をしないよう、当社の責任において適切に管理します。

第11条(会員規約の適用)

本特約に特に定めない事項については、会員規約を適用するものとします。

第12条(本特約の変更等)

会員規約第22条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約第22条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

2024年6月現在

コーポレートカード・ETCカード特約(事業協同組合用)

第1条(適用)

本特約は、法人会員が事業協同組合である場合のUCコーポレートカード(以下「コーポレートカード」と称します。)及びUC ETCカード(以下「ETCカード」といい、コーポレートカードと併せて「カード」と称します。)の利用について定めるもので、UCコーポレート会員規約・カード使用者規約(会社主債務用)(以下「会員規約」と称します。)及びUC ETCカード特約(以下「ETC特約」と称します。)に加え本特約が適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第2条(カード使用者)

法人会員の組合員のうち、会員規約及びETC特約を承認のうえ、株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します。)所定の手続によりカード使用者となることをお申込みいただき、当社がカード使用者となることを承諾した法人または個人事業主を会員規約第2条2項に定めるカード使用者とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。各々のカード使用者は、自己の事業目的に限りカードを使用することができます。

第3条(カードレス)

当社は、コーポレートカード券面上に表示される会員番号及び有効期限等のカード情報(以下「カード情報」と称します。)を発行することをもってコーポレートカードの発行に代えることができるものとし、この場合、下記各号が適用されます。

①カード情報にかかる権利は当社に帰属します。法人会員及びカード使用者は、他人に利用されないよう善良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し、管理しなければなりません。なお、カード情報が、他人に利用されたことにより生じた損害は、法人会員が引き受けるものとします。ただし、カード情報の管理状況等を踏まえて、法人会員及びカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

②カード情報が使用できる有効期限は、当社の指定する日までとします。

③当社は、前号の有効期限までに法人会員より更新不要の申出がなく、当社が引き続き法人会員及びカード使用者として認める場合に新しい有効期限をご通知いたします。

第4条(カード使用者の責任)

カード使用者は、自己のカード利用によって生じる一切の責任について、法人会員と連帯して負担するものとします。

第5条(担保)

法人会員は、当社が必要と認めた場合には、当社の請求があり次第直ちに当社の承認する担保を差入れるものとします。

第6条(特約の変更)

会員規約第22条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について

準用します。この場合において、会員規約第22条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

UC ETC単独発行特約(三社間契約)

第1条(目的)

本特約は、申込書記載のカード会社(以下「当社」と称します。)及び申込書記載のオートリース会社(以下「リース会社」と称します。当社とリース会社を以下「両社」と総称します。)の業務提携に基づき、当社のクレジットシステムを利用してリース会社のリース車両などのETCシステム利用による通行料金をなどを決済するためのカード(以下「ETCカード」と称します。)特約を定めたものです。

第2条(法人会員)

UCコーポレート会員規約・カード使用者規約(以下「会員規約」と称します。)、UC ETCカード特約、本特約を承認のうえ、当社が発行するETCカードの利用をお申し込みいただき、ETCカードの利用を承諾した法人または団体(以下「法人」と総称します。)をUCコーポレート会員(以下「法人会員」と称します。)とします。契約は、当社及びリース会社が承諾をした日に成立するものとします。

第3条(カード利用単位、管理責任者)

法人会員は入会にあたり、ETCカードの発行を希望する車両の管理単位(以下「カード利用単位」と称します。)及びカード利用単位の管理責任者(以下「管理責任者」と称します。)を指定するものとします。

第4条(車両)

- 1 当社は、法人会員がリース会社と締結したリース契約に基づき使用する営業車両、及びその他車両で法人会員及び両社が認めた車両に対し、ETCカードを発行します。
- 2 カード表面に印字されるETCカード名義は、当該車両の登録車両番号または法人会員名称など両社が指定するものとします。

第5条(カード使用者)

ETCカードは、法人会員に所属する役職員であって、当該車両を使用する者(以下「カード使用者」と称します。)のみが利用できるものとします。

第6条(連帯責任)

- 1 法人会員は、ETCカードにより生ずる当社への一切の責任を、リース会社と連帯して引受けるものとします。ただし、法人会員の支払責任は、当該法人会員によるETCカードおよび各種サービスの利用によって生ずる債務及び諸手数料に限られます。
- 2 会員規約第3条記載事項は、本特約に基づき発行するETCカードには適用されないものとします。

第7条(ETCカードの発行と管理)

- 1 法人会員は、ETCカード発行を希望する場合、管理責任者よりリース会社を経由して当社に申し込むものとします。
- 2 当社は前項の申込に基づき、当社が第4条に規定する車両に対しETCカードを発行します。なお、ETCカードと会員規約・ETCカード特約、本特約は、原則としてリース会社を経由してカード利用単位の管理責任者へ送付します。ただし、ETCカード送付方法について別に指定がある場合にはその方法に従います。
- 3 法人会員は、ETCカード受領後、管理責任者をしてETCカードの表示に誤りがないことを確認のうえ、ETCカードを利用するものとし、誤りがある場合は直ちにリース会社を経由して当社に通知するものとします。
- 4 ETCカードは、当社が所有権を有し、法人会員及びカード使用者には、善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。
- 5 ETCカードは、カード使用者のみがご利用でき、他人に貸与・譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
- 6 前項に違反してETCカードが使用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員が責任を持って支払うものとします。
- 7 ETCカードの有効期限は、当社が指定する日までとし、ETCカードの表面に印字します。
- 8 ETCカードの有効期限が到来する場合、両社が引き続き法人会員として適当と認めるときは、上記2項と同様の方法で新しいカードと会員規約・UC ETCカード特約、本特約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約の効力が維持されるものとします。
- 9 当社は、UCコーポレートカードの発行を留保します。

第8条(委託業務)

- 1 法人会員は、当社が認めた場合に、リース会社に対し法人会員の入会申

込を除く各種届出手続き業務(以下「本申請・届出」と称します。)を委託することができ、リース会社は当該委託に基づき本申請・届出を当社に行います。

2 前項に基づきリース会社が当社に対し本申請・届出を行った場合、当社はこれを法人会員の行為とみなします。

3 第1項の規定にかかわらず、当社が法人会員に対し直接法人会員の記名捺印による本申請・届出を求めた場合は、法人会員はこれに従うものとします。この場合、法人会員はリース会社に対し、当社からの申出に応じ直接本申請・届出を当社に行った旨を書面にて通知するものとします。

第9条(代金決済)

1 当社が会員規約第25条に基づき譲り受けた債権並びにカード使用者の各種サービスの利用により取得した債権及び諸手数料は、原則として毎月10日に締め切ります。

2 リース会社は、前項の利用代金を、法人会員に代わり所定の方法により当社に立替払いします。

3 法人会員は、前項に基づく立替払い金を、所定の方法によりリース会社に支払うものとします。

4 リース会社は、前項に基づく毎月のお支払い金額を、所定のスケジュール・方法にて、ご利用内容明細書として法人会員に通知します。法人会員は、ご利用内容明細書の内容についてのリース会社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けた後2週間以内に行うものとし、この期間内に異議の申立がない場合は、ご利用内容明細書に記載の売上や残高の内容についてご了承いただいたものとみなします。

第10条(カード及び車両の盗難、紛失届出の方法)

法人会員は、ETCカードまたはETCカード券面記載の車両を盗難、詐取もしくは横領(以下「盗難」と総称します。)され、または紛失した場合に、カード使用者及び管理責任者をして、当社あて電話等により届出のうえ所定の喪失届を提出させるものとします。その際は、会員番号またはETCカード表面に記載された車両番号の通知を要することとします。

第11条(券面記載車両の変更時の対応)

1 管理責任者は、ETCカード券面に記載された登録番号の車両を変更する場合、使用が終了した場合は、ただちにリース会社を経由して当社あて所定の変更手続きを行い、ETCカードの再発行を受けるものとします。

2 前項の規定に関わらず、ETCカード券面に車両番号の記載を行っていない場合は、両社に事前に申告を行い両社が認めた場合に限り、当該ETCカードを継続して使用できるものとします。

第12条(券面記載車両の使用終了時の対応)

管理責任者はETCカード券面に記載された登録番号の車両の使用が終了した場合は、ただちにリース会社を経由して当社あて所定のカード使用取消手続きをしていただきます。

第13条(退会及びカードの使用取消と返却)

法人会員は、退会、特定のカード利用単位の廃止および特定のカード使用者の使用取消を行う際には、リース会社を経由して当社に所定の手続きを行うものとします。

第14条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合、当社が取得した情報は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間保有・利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第15条(秘密保持)

1 法人会員と当社はETCカードの申込、利用に関し知り得た他の当事者の技術上営業上の一切の秘密を第三者に開示・漏洩しないものとします。

2 法人会員と当社は、前項に違反し秘密を漏洩し他の当事者に損害が生じた場合、その一切の損害を賠償するものとします。

第16条(業務委託)

法人会員は、当社がカード業務に関するコンピューター事務、代金決済事務、およびこれらに付随する事務等を、当社と業務委託契約を締結した会社に業務委託することをあらかじめ同意するものとします。

第17条(免責事項)

両社は、ETCカードの利用代金の決済に関する事項を除き、加盟店からの情報還元及びETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第18条(会員規約の適用)

本特約に特に定めない事項については、会員規約及びETCカード特約を適用するものとします。

第19条(本特約の変更等)

会員規約第22条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約第22条(規約の改定並びに承認)中

「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。
(2024年06月現在)

ETCシステム利用規程

<https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html>



ETCシステム利用規程実施細則

<https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html>

